

Intellectual Property Newsletter No. 70



Contents

法改正

知的財産制度改正に向けた特許庁の取り組み

審決取消

審決取消訴訟判決の拘束力

知財高裁(3部) 令和4年8月23日判決〔耕うん機事件(第2次審決取消訴訟)〕

著作権

ウェブサイト制作の委託先の行為について委託元の侵害主体性を認めた事例

東京地裁(29部) 令和4年7月13日判決〔着物及び浴衣買取ウェブサイト事件〕

不正競争

デッドコピー品に対する差止請求等 (不競法2条1項3号、3条、4条、19条1項5号イ)が否定された事例

東京地裁(29部) 令和4年8月26日判決〔シーリングライト事件〕

事務所 News

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法改正

知的財産制度改正に向けた特許庁の取り組み

重富 貴光
PROFILEはこちら

特許庁は、知的財産制度改善に向けた検討を行うため、令和4年4月に「特許庁政策推進懇談会」を立ち上げ、同年4月から6月にかけて5回に亘って議論を行い、その結果として、同年6月30日に「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方〜とりまとめ〜」と題する報告書（「報告書」）を公表しました¹。報告書は、知的財産権政策について、今後の検討の方向性を提言するものです（報告書4頁）。

報告書の体系ですが、大別して、①時代に即した知的財産制度の在り方の検討、②中小企業・大学・ベンチャー支援、③デジタル化への対応に関し、様々な論点を検討し、検討の方向性をとりまとめています。以下、検討例をご紹介します。

上記①には、AI・IoT時代に対応した特許の「実施」定義見直しの論点が含まれています。ここでは、ユーザーの端末等にプログラム等をダウンロードさせることなく当該プログラム等の利用を可能とする所謂SaaSサービスに関し、サービス提供事業者がプログラムの一部を海外サーバーに配置又は分割配置する形態において、我が国特許法における「実施」に該当するといえるかという論点に関する議論が紹介されています。この論点については、近時、知財高裁判決（知財高判令和4年7月20日²〔ドワンゴ事件〕）も現れており、動向が注目されています。

上記②には、共有特許の考え方の見直しの論点が含まれています。報告書では、大学と企業との共同研究成果に係る特許が共有とされている場合に、企業が共有特許を活用していない場合に大学が第三者に対して自由にライセンスをすることができない点に関し、現行の特許法（特許法73条3項に基づいて他の共有者の同意を要する）ルールの見直しが必要であるかについて議論がされています。

特許庁政策推進懇談会は令和4年6月まで実施されました

が、今般、特許庁は、令和4年9月26日（約1年半ぶり）に特許制度小委員会を開催し、報告書にて公表された各論点について更なる議論を行う方針を公表しています³。現時点では法改正すべき論点は定まっていますが、今後、月1回程度の委員会開催が予定されており、議論が深まった論点については適時に方向性がとりまとめられることになっています。

以上のとおり、知的財産制度改正に向けた特許庁の取り組みをご紹介します。今後、法改正の方向性が定まった論点については、追って解説させて頂こうと考えております。

¹ <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf>

² https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/418/091418_hanrei.pdf（同判決は、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、日本の特許権の効力を及ぼし得ると判断しています（134頁）。現在、最高裁に対して上告受理申立てがされており、判決は未確定です。）

³ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/47-shiryu.html

◀ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

審決取消訴訟判決の拘束力

石津 真二
PROFILEはこちら

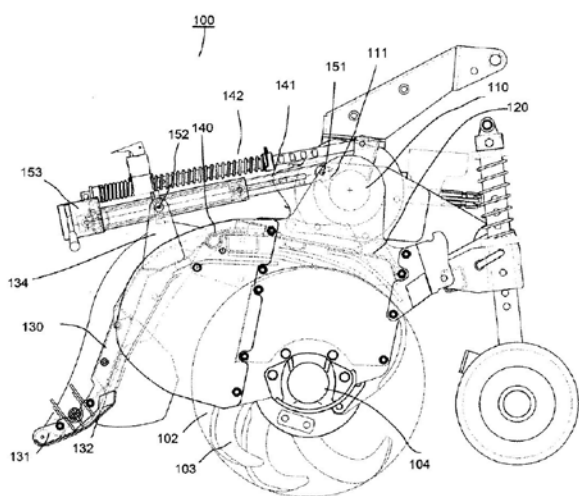
知財高裁(3部)令和4年8月23日判決(令和3年(行ケ)第10137号)裁判所ウェブサイト〔耕うん機事件(第2次審決取消訴訟)〕

裁判例はこちら

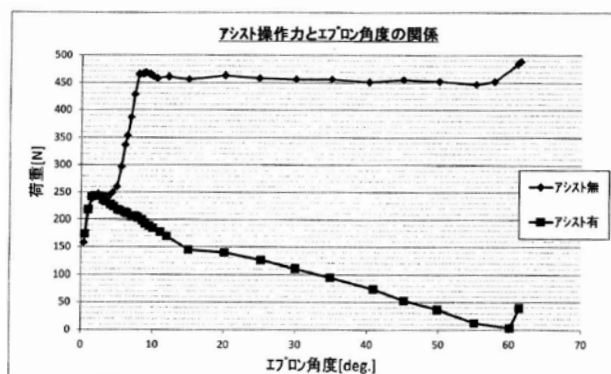
1 本件発明の概要

本件は名称を「作業機」とする発明(特に、走行機体の後部に装着され、耕うんロータを回転させながら走行機体の前進走行に伴って進行して圃場を耕うんするロータリ作業機に関する発明)(「本件発明」)に係る特許(「本件特許」)についての第2次審決取消訴訟です(以下、第2次審決取消訴訟の原告をX、被告(特許権者)をYと言います)。

このようなロータリ作業機は走行機体と接続されるフレームと、フレームの後方に設けられ、フレームに固定された支点を中心にして下降及び跳ね上げ回動可能なエプロンを有しているところ、エプロンはそれなりの重量があり、作業者にとってエプロンを跳ね上げる作業は重労働であることから、エプロンを跳ね上げる作業を容易にするために、ガススプリングの弾性力を利用して跳ね上げる力を補助するエプロン跳ね上げアシスト機構(補助機構)が存在するという背景があります。そして、本件発明は、安定したアシスト動作が可能であり、ガススプリングの劣化も防止した作業機を提供するとともに、エプロンが下降状態にあるときに、いきなりエプロンが跳ね上がらないようにすることを可能とするものであり、その側面図は、以下のとおりです(このうち、141がアシスト機構であり、130がエプロンに該当します)。



そして、本件事案では、一貫して、本件発明における構成要件G(「…エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」する)が実施可能要件を満たすかどうかが争われました。この構成要件Gに関し、本件特許の明細書段落【0028】では、Yが製造販売する耕うん作業機を用いて実測した結果であるアシスト操作力とエプロン角度の関係を示す以下のグラフ(本件特許の明細書【図7】)について、以下のとおりの説明がなされています。



アシスト機構が作用しない場合には、エプロン角度(最も下降した状態を0°とし、これから回動するにつれて回動角度をエプロン角度と定義した。)が10°を超えたあたりから、ほぼ一定の荷重がかかることが理解される。他方で、アシスト機構が作用する場合には、エプロン角度0°近傍から、ほぼ線形に荷重が低減していく。そして、エプロン角度が約60°の点で荷重がゼロになる。つまり、作業者からみれば、だんだんと軽くなっていく。上記実施例の各支点の位置関係からこのような荷重の傾向が観測される。上記説明したガススプリング250は圧縮状態の力のほうが、伸長状態の力よりも大きい、支点152が支点151に近づくにつれ、所定の回転角度に対する支点152の移動距離が大きくなるため、「てこの原理」により、逆の特性(エプロン角度が大きくなるほどアシスト機構が作用する力1が大きくなる。)を奏する。

次ページへ続く ➡

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 本件事案の経緯

本件に関するこれまでの経緯は以下のとおりです。

Xは、平成30年4月13日、特許庁に本件特許の無効審判を請求し、これに対し、特許庁は、上記構成要件Gについて、実施可能要件違反であるとし、本件特許無効の判断をしました（「第1次審決」）。しかしながら、知財高裁は、Yの提起した第1次審決取消訴訟において、令和3年2月24日、当該第1次審決を取り消しました。当該第1次審決取消訴訟については、[弊所知的財産ニュースレター2021年4月号](#)において、無効審判における特許権者の説明態度に焦点を当ててご紹介しましたが、本稿では、第2次審決取消訴訟における各争点のうち、第1次審決取消訴訟判決の拘束力の判断に焦点を当て、当該争点に関連する第1次審決取消訴訟の判断を以下抜粋します。

知財高裁は、第1次審決取消訴訟において、まず、構成要件Gは、力学に関する技術常識・本件発明に係る作業機の構造等から理論的に理解でき、かつ、Yがシミュレーションにより構成要件Gが実施可能であることの立証を行ったこと等から、構成要件Gは実施可能であると判断しました。その上で、知財高裁は、「本件発明に係る作業機を自ら開発したYですら、本件明細書等の図7のグラフのデータを得た日に存在していた「当時の作業機」を再現できないのであるから、構成要件Gが実施不可能であることは明らかである」等のXの主張に対し、特許発明が実施可能であるか否かは、実施例に示された例をそのまま具体的に再現することができるか否かによって判断されるものではないとして、当該Xの主張を排斥しました。

Xは、第1次審決取消訴訟における知財高裁の判断に従って本件特許を有効とした第2次審決に対して第2次審決取消訴訟を提起し、改めて、「構成要件Gが実施可能であるというためには、本件明細書等の図7のグラフに示された結果を得るための実測に用いられた本件発明に係る当時の作業機（本件発明の実施品）が実際に存在していたことが前提であるにもかかわらず、構成要件Gの根拠である図7のグラフを得たという当時の作業機自体及びそれに関する資料が現在存在しないから、図7のグラフは、一体どのような作業機を用いた実測結果であるのか全く理解できず、構成要件Gの根拠になり得ない」と主張しました。

3 第2次審決取消訴訟における知財高裁の判断

第2次審決取消訴訟において、知財高裁は、上記のXの主張に対し、以下のとおり判断しました。

Xの主張は、本件明細書等の図7のグラフのデータの実測に用いられた作業機に関する資料の存否に言及するものの、資料がないためにそのような作業機の存在が認められなければ、構成要件Gは実施不可能であるとの趣旨の主張であり、実施可能要件との関係においては、本件明細書等の図7のグラフのデータの実測に用いられた作業機の存在が明らかにならなければ実施可能要件は認められないとの主張であって、Xが第1次審決取消訴訟において行った主張と同じ内容の主張であると認められる。そして、当該主張は、第1次審決取消訴訟の判決理由中で理由がないと判断され、その判断には拘束力が生じたものと認められ、第2次審決は、第1次審決取消訴訟の拘束力に従って、Xの上記主張に理由がないと判断したものと認められる。したがって、Xは、第2次審決が第1次審決取消訴訟の拘束力に従ってした判断をもはや争うことはできない。

4 本判決の意義

本判決では、審決取消訴訟の拘束力は判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであり、審判官が再度の審理ないし審決において当該拘束力に従ってした審決はその限りにおいて適法であり、再度の審決取消訴訟においてこれを違法とすることはできない、との最判平成4年4月28日の判断が引用され、これに沿った判断がなされています。本件は、この判断に際し、裁判所が当事者の主張内容を実質的に解釈して判断したものであり、事例判決ですが参考になると思われましたので、ご紹介しました次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

著作権

ウェブサイト制作の委託先の行為について委託元の侵害主体性を認めた事例

鷲見 健人
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年7月13日判決(令和3年(ワ)第21405号)裁判所ウェブサイト〔着物及び浴衣買取ウェブサイト事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、原告(X)が、被告(Y)がその管理運営する着物及び浴衣の買取ウェブサイト(「Yサイト」)にXが著作権を有する写真(浴衣に帯を重ねて撮影した写真。「本件写真」)を基にして作成した画像(「本件画像」)をアップロードしたことが、Xの本件写真に係る著作権(複製権及び公衆送信権)及び氏名表示権を侵害した等と主張して、Yに対し、著作権に基づき、本件写真の複製、自動公衆送信及び送信可能化の差止め並びに33万9734円の損害賠償を求めた事案です。

本件において、Xは、「Flickr」に本件写真を投稿・公開した上で、著作者の表示等を条件としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与していたところ、Yサイトには本件写真の著作者がXである旨の表示等がされていなかったとして、著作権侵害等を主張しました。これに対し、Yは、Yの侵害主体性及び故意・過失の有無等を争いましたが、裁判所はYの主張を排斥し、15万円の限度でXの損害賠償請求を認容しました。なお、YがXによる警告書を受領後、速やかに本件画像を削除したこと等の事情を踏まえ、差止請求は棄却されています。

以下では、判決のうち、侵害主体性に関する判断部分をご紹介します。

2 裁判所の判断

Yは、自らの侵害主体性について、YはYサイトの制作委託先(「外注会社」)に対してウェブサイトの構成や使用する写真の選択等について特段指示をしておらず、本件画像の選択や配置を考えてサーバー内にこれを蔵置したのは外注会社であり、また、Yは、外注会社がサーバー内にYサイトに係るデータや素材等を蔵置する前にYサイトの内容を確認していない等と主張して、著作権及び著作者人格権の侵害主体性を争いました。

これに対して、裁判所は、以下のとおり判示して、まずは事実認定によってYの主張を排斥しました。

➤ ウェブサイトの制作の依頼を受けた業者が、依頼者に何らの確認をとることなく、完成したウェブサイトに係るデータや素材等をサーバー内に蔵置して納品することは通常考え難いというべきであり、本件全証拠によってもYの主張するような経緯を認めることはできない。

これに加えて、裁判所は、以下のとおり、Yの主張を前提としても、Yに侵害主体性が認められると判示しました。

➤ 仮にYの主張する経緯が認められるとしても、Yは、Yサイトが開設されて以降、同サイトを管理運営していたこと、同サイトはYが運営する着物及び浴衣買取ウェブサイトへの送客のために作成されたものであって、本件写真を使用することによる最終的な利益帰属主体はYであることからすると、Y自らが本件画像をアップロードしたと同視できる。したがって、Yの上記主張は採用することができない。

結論として、裁判所は、YはXの本件写真に係る複製権及び自動公衆送信権並びに氏名表示権を侵害したと判示しました。

3 まとめ

規範的侵害主体論は、クラブキャッツアイ事件(最高裁昭和63年3月15日判決)において、①管理・支配関係と②営業上の利益をメルクマールとする、いわゆる「カラオケ法理」が示されたことを契機として展開されてきましたが、ロクラクII事件(最高裁平成23年1月20日判決)において、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸要素を総合考慮して判断すると判断基準が示されて以降は、その後の裁判例においてもかかる規範が採用されつつあります(Live Bar X.Y.Z.→A事件(知財高裁平成28年10月19日判決)、リツイート事件(知財高裁

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

平成30年4月25日判決))。

本件において、裁判所は、Yが委託先の制作に係るYサイトの内容を確認していなかったとしても、①その後、YがYサイトを管理運営していたこと、②本件写真利用の最終的な利益帰属主体がYであることを理由として、Y自らが本件画像をアップロードしたと同視できると判示しました。上記判示は、一見、「カラオケ法理」を意識したもののようにも見受けられますが、本件では、(アップロード時ではなく)アップロード後の管理運営行為を捉えて、アップロード(送信可能化)の主体性を認めた点で、侵害行為時の管理・支配関係をメルクマールとする「カラオケ法理」とは一線を画するものであり、むしろ、ロクラクII事件が示した規範に従い、その考慮要素の一つとして上記①②の判示を行ったものと位置付けるのが穏当ではないかと考えます。

なお、本事案において、裁判所は、その関与の有無にかかわらず、コンテンツ制作の委託元の侵害主体性を認定しました。本判示を前提とすると、コンテンツ制作の委託元としては、委託先による権利侵害リスクへの対応の観点から、契約上の手当(権利非侵害保証条項等)は勿論のこと、可能な限り、自らも成果物の権利処理について確認する等の対応を取ることが望ましいといえます。

あくまで地裁レベルの傍論の判示ではありますが、コンテンツ制作の委託元の侵害主体性について判示した事案として実務上参考になるものと思い、紹介させていただきました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

デッドコピー品に対する差止請求等
(不競法2条1項3号、3条、4条、19条1項5号イ)が否定された事例岩崎 翔太
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年8月26日判決(令和3年(ワ)第3418号)裁判所ウェブサイト〔シーリングライト事件〕

裁判例はこちら

本件は、シーリングライト(原告製品)を販売する原告が、被告に対し、原告製品の形態を模倣した(デッドコピーである)シーリングライト(被告製品)を販売する被告の行為が不競法2条1項3号の不正競争に該当するとして、被告製品の販売差止め等(不競法3、4条)を求めた事案です。

本件では、①原告が、不競法3、4条の差止請求等の請求権者である「営業上の利益を侵害され」た者に該当するか、②原告製品が「日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品」(不競法19条1項5号イ)に該当するか(これに該当する場合、被告製品が原告製品の形態を模倣したものであっても、差止請求等の対象とはなりません。)という点が争点となり、裁判所は、①②ともに原告の主張を排斥し、結論として請求を棄却しました(なお、被告製品が原告製品とほぼ同一の形態をしていたことは前提となっていました。)

本稿では、争点①及び②に対する判断をご紹介します。

1 「営業上の利益を侵害され」た者の該当性(争点①)

(1)判断基準

- 「不競法2条1項3号…の趣旨は、費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者が、一定期間、投下した費用等を回収することを容易にして、商品化への誘因を高めるため、費用及び労力を投下することなく商品の形態を模倣する行為を規制しようとしたものと解される。」
- かかる趣旨に鑑みれば、「同号の差止め等を請求することができる『営業上の利益を侵害』された者とは、自ら費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者というと解するのが相当である。」

(2)争点①についての判断

原告は、原告製品について、中国のA社(本件中国法人)において、原告のOEMとして製造されており、原告が時間、金

銭、労力等をかけ、改良を重ねて開発した商品であると主張したのに対し、裁判所は、以下のとおり認定し、原告は「営業上の利益を侵害され」た者には該当しないと判断しました。

- 「本件中国法人は、被告製品及びこれとデザインの似たシーリングライトを製造していること、…本件中国法人は、特定の顧客との間で独占販売契約を締結することなく、各社に対して上記シーリングライトを販売して」いることなどの事実、原告が本件中国法人に対して原告製品を発注し、被告が…本件中国法人から被告各製品の供給を受けていること、被告製品が原告製品とほぼ同一の形状をしていることと合致して」いる。また、「他に、原告が自ら費用及び労力を投下して、原告製品を開発して市場に置いたことを認めるに足りる証拠はない。」
- 「そうすると、原告製品や被告製品と同様のシーリングライトが本件中国法人により製造販売されていたことがうかがわれる」から、「原告製品…について、原告は、自らの費用及び労力を投下してこれを開発して市場に置いた者とは認められない。」

2 「日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品」の該当性(争点②)

(1)判断基準

- 「不競…法19条1項5号イは、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品については、同法2条1項3号を適用しないとしたものであるが、この趣旨は、…開発に費用や労力等をかけることなく、先行投資した他人の商品の形態を模倣した商品を製造販売する…ような行為を、先行開発者が投下資本の回収を終了し通常期待し得る利益を上げられる一定期間、不正競争として規制しようとしたものと解される。」

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

このような立法趣旨からすれば、保護を求める商品の形態についての開発及び商品化が完了すれば、先行開発者は当該商品を販売することによる投下資本の回収が可能となるから、「最初に販売された日」(不競法19条1項5号イ)の対象となる「他人の商品」(不競法2条1項3号)とは、保護を求める商品の形態を具備した最初の商品を意味し、このような商品の形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解するのが相当である。」

(2)争点②に対する判断

原告製品(シーリングライト)は、本体部分(発光部分、台座等)及びシェード部分により構成されるところ、原告は、平成22年に原告製品(第1世代)の販売を開始して以降、本体部分(ライトなど)のみ変更した製品(第2世代以降)を販売していました。被告製品は平成31年に販売を開始していたため、不競法19条1項5号イの「最初に販売された日」の対象となる「他人の商品」が原告製品の第1世代(平成22年販売)を指すのであれば、販売開始から3年が経過し、もはや原告は不競法3、4条の差止請求等ができないということになる一方で、「他人の商品」が最新の第4世代(平成30年販売)を指すのであれば、3年が経過しておらず、差止請求等をし得るということになります。

この点、原告は、原告製品のような照明器具は機能性商品であるため、照明器具の台座や発光部分等の機能性が重要であるとして、本体部分の変更は若干の変更にとどまるものではなく、第4世代が「他人の商品」に該当すると主張しましたが、裁判所は、以下のとおり判示し、原告の主張を排斥しました。

➤ 「第1世代から第4世代まで変更のない原告製品のシェード部分の形状は、一般的なシーリングライトのシェード部分の形状とは異なる特徴を有していることからすると、原告製品は、…シェード部分の形状に工夫を凝らし、需要者の購入意欲をかき立てることを特に目指した商品ということができ。…これに対し、本体部分…は、(需要者が注目しない)電灯としての機能を有する部分に含まれ、かつ、シェード部分によって隠れるものであるため、その形状に工夫を凝らす必要性は低い。」

➤ 「そうすると、仮に、原告が、自らの費用及び労力を投下し、原告製品の第1世代を開発して市場に置いたと認められたとしても、シェード部分の形状の開発にその費用及び労力のほとんどが投下されたと考えるのが合理的であり」、その後、本体部分の変更に「特段の費用及び労力を要したとは認められ…ないから、第2ないし4世代は第1世代と実質的に同一であり、第1世代から若干の変更が加えられたにすぎないというべきである。」

本件では、被告製品が原告製品とほぼ同一の形態を有することが前提となっていました。原告製品は、原告が自ら費用及び労力を投下して開発した商品ではなかったため、差止請求等(不競法3、4条)の請求権者足り得ないと判断されました(争点①)。また、原告が、形態を模倣されたと主張する原告製品の第4世代は、第1世代と比較して、需要者が注目する部分であるシェード部分に変更がなかったため、第4世代の販売開始時期を基準に3年の経過(不競法19条1項5号イ)を判断することはできないと判断されました(争点②)。

本件は事例判断ですが、デッドコピー品に対する差止請求等に関する判断の一例として実務上も参考になり得ることから紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。



事務所 *News*

Who's Who Legal: Japan 2022にて 当事務所の弁護士が高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するWho's Who Legal: Japan 2022において、当事務所の弁護士が知財部門を代表する弁護士として高い評価を得ました。

【弁護士】

重 富 貴 光

【分野】

Global Leader /IP- Patents

National Leader/Japan- Intellectual Property

関連サイト(Who's Who Legal: Japan 2022)はこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。